

月60時間超の時間外労働割増(50%)への 対応についてのご案内

株式会社パイン総合研究所
コンサルティンググループ

令和5年4月1日から、中小企業に対する月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の適用猶予が見直され、割増賃金率が25%から50%へ引き上げられます（大企業は引き続き50%）。

1. 時間外労働の割増賃金率改正のポイント

(現在)

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率は、大企業50%・中小企業25%とされています。

	1ヵ月の時間外労働	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(改正後)令和5年4月1日施行

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率は、大企業・中小企業ともに50%となります。

※中小企業の割増賃金引上げ

	1ヵ月の時間外労働	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	<u>50%</u>

2. 取組みのご案内

○会社規程の修正

月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率を 50%以上として、就業規則（給与規程）に定め、実際に支給をする必要があります。弊社では特別業務として就業規則改定業務の対応も可能です。就業規則の改定後、労働基準監督署への届出まで行います。

○労働時間管理体制の構築（ご提案）

時間外労働に係る割増賃金は支払わなければならないものですが、そもそも現状の労働時間管理体制が組織に見合ったものかという観点から、新しい労働時間管理体制を検討することも策の一つです。弊社では特別業務として、フレックスタイム制の導入や変形労働時間制の導入等の労働時間管理体制の導入コンサルをすることも可能です。

また、会社様の現状把握の手段として、労働時間管理体制構築の手前に、労務監査を実施し、既存の規程類や運用体制の確認をすることも可能です。

(参考) 中小企業の定義

業種	資本金の額 または出資の総額	または	常時使用する労働者
小売業	5,000 万円以下	または	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	または	100 人以下
卸売業	1 億円以下	または	100 人以下
その他 (製造業、建設業、 運輸業、その他)	3 億円以下	または	300 人以下

以上